

東駿河湾広域都市計画 伏見・玉川国道1号北部地区計画区域の変更及び建築条例の制定

東駿河湾広域都市計画伏見・玉川国道1号北部地区計画区域の変更に伴い、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に「清水町地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例」が平成18年3月23日に制定されました。

地区計画区域内の地区整備計画区域（A・B・C地区）における、建築物の用途、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の高さの最高限度、かき又はさくの構造が下表のとおり制限されます。

なお、本条例に違反した場合には、罰則（20万円以下の罰金）が科せることがあります。

概略表

制限等 地区名 (用途地域)	建築物の用途の制限 (建築してはならない建築物)	建築物の用途の緩和 (緩和をして建築できる建築物)	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の高さの最高限度	かき又はさくの構造
A地区 (近隣商業地域)	「ホテル、旅館」、 「床面積15㎡以上の畜舎」、 「自動車教習所」、 「作業場の床面積が150㎡以下の工場 (作業場の床面積が50㎡以下の食品製造業の工場及び作業場の床面積が300㎡以下の自動車修理工場は除く。)」		10分の6 ただし、 街区の角にある敷地等については、これに10分の1を加えたものとする。	高さ20mを超える部分を有する建築物にあっては、当該部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに1.25を乗じて得た数値に、20mを加えたもの	
B地区 (工業地域)	「畜舎」、 「自動車教習所」、 「工場」	劇場、映画館、 演芸場、観劇場		高さ20mを超える部分を有する建築物にあっては、当該部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに1.25を乗じて得た数値に、20mを加えたもの	
C地区 (工業地域)	「規模の大きいボーリング場、スケート場、スキー場等」、 「マージャン屋、パチンコ屋等」、 「カラオケボックス等」、 「大きな自動車車庫」、 「工場」、 「小規模の危険物の処理、貯蔵施設」			地盤面から12m	道路に面するかき又はさくは、生垣又はフェンス等で透視可能なものとする。ただし、地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門若しくは門の袖にあっては、この限りでない。

※ 通常の用途地域に建築物の敷地・構造・建築設備や用途に制限等をおかけたものであります。

